

MicroBilGによる「真実かつ公正なる写像」の意味 —ドイツにおける最小資本会社の会計に対する簡便措置—

紫関 正博*

はしがき

本稿は、ドイツ連邦共和国(以下、ドイツと略)において2012年12月28日に施行された「最小資本会社貸借対照表法変更法」¹⁾(„Kleinstkapitalgesellschaften-Bilanzrechtsänderungsgesetz—MicroBilG“, 以下、MicroBilGと略記)を主たる研究対象として、MicroBilGに従ったドイツにおける最小資本会社の会計に対する簡便措置の制度的意味を明らかにすることを目的としている。その際、考察対象として、Polka の論稿²⁾³⁾を用いてMicroBilGに従った最小資本会社の持株会社の事例を取り上げる⁴⁾。

我が国におけるMicroBilGを取り上げた先行研究には、稲見亨⁵⁾と久保田秀樹⁶⁾の論文がある。稲見の論文においては、ドイツにおける非資本市場指向企業の会計改革として、2009年5月29日に施行された「貸借対照表法現代化法」⁷⁾(„Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts“: 以下、BilMoGと略記)とMicroBilGの立法化の背景に言及し、MicroBilGの重要な改正点として、最小資本会社の概念の導入、年度決算書の作成に関する軽減化、公示に関する軽減化を挙げている。そして、MicroBilGが非資本市場企業のドイツ企業の決算書の作成および公示義務の免除ないし軽減策を意味する規制緩和を一層進めるための法律であり、ドイツでは非資本市場指向企業レベルにおいて、国際的会計基準の影響を遠ざける形の規制緩和をより明確にしたのがMicroBilGとしている。

久保田の論文においては、MicroBilGの参事官草案により、MicroBilGによる最小資本会社に対する会計規則の軽減策が説明されている。また、会計報告義務の著しい縮小、貸借対照表作成者の負担

軽減、MicroBilGによる経済およびドイツ企業に対する負担軽減は非常に疑わしいとし、電子税務申告書(以下、E-Bilanzという一筆者)の導入により、最小資本会社に対するコスト削減を懐疑的に捉えている。久保田は、MicroBilGによる負担軽減とE-Bilanzの導入について、MicroBilGによる作成軽減を要求したいと思っている最小資本会社は、E-Bilanzの導入によって別個の税務年度決算書の作成を強いられ、これらの企業にとっては重大な追加費用につながるだろうとするHallerおよびGroßの指摘⁸⁾を挙げている。また、久保田は、次のように述べている。「すなわち、出資者は、今後も期待される情報の最低範囲を個別に規定するだろうし、銀行は、信用契約の枠内で今後もそれぞれの個別事例について報告の種類と範囲を規定するだろう」⁹⁾。さらには、MicroBilGによって、年度決算書の比較可能性が損なわれることについても言及している。

上記の先行研究の論文に対して、本稿の特徴は、先ず、MicroBilGによるドイツ商法典¹⁰⁾(Handelsgesetzbuch: 以下、HGBと略記)第264条第2項に関して、ドイツの論者により「真実かつ公正なる写像」(„true and fair view“)論が展開されていることに着目し、MicroBilGによる「真実かつ公正なる写像」概念への新たな内容の充填の意味を明らかにしようとする点にある。この点に注目した理由は、MicroBilGに従ったドイツにおける最小資本会社の会計の簡便措置は、一定の条件を満たせば「真実かつ公正なる写像」と見做されるからである¹¹⁾¹²⁾。さらには、本稿は、Polkaの論稿を考察対象として、最小資本会社の持株会社の事例を取り上げているところにある。

以下、第I章では、MicroBilGによる欧州議会お

* 青森公立大学講師

よび理事会の指令2012/6/EU のドイツ国内法化の過程をサーベイし、MicroBilGの目的を提示する。第Ⅱ章では、ドイツの論者の所説を考察の手掛かりとして、2012年7月31日に公表されたMicroBilGに従った連邦司法省参事官草案¹³⁾（以下、参事官草案と略記）および2012年9月19日に公表された連邦政府草案（以下、政府草案と略記）の規定の相違点の一つであるMicroBilG下のHGB第264条第2項に従った「真実かつ公正なる写像」概念を考察する¹⁴⁾。第Ⅲ章では、Polkaの論稿を用いてMicroBilGに従ったドイツにおける最小資本金会社の持株会社の会計を例示し、最後に、むすびとして、MicroBilGに従ったドイツにおける最小資本金会社の会計に対する簡便措置の制度的意味に言及する。

I. MicroBilGの制定

(1) MicroBilGの成立過程

本節では、MicroBilGが成立するまでの経緯を

簡潔に示す。最小企業に対して年度決算書の作成義務を完全に免除することは、2012年4月10日に発効した欧州議会および理事会の指令2012/6/EU¹⁵⁾の成立前には拒否されており、2011年11月、最終的に最小企業は会計報告の特定の義務を免除することができ、公表の義務を寄託の義務に置き換えることが可能となった。こうして、欧州議会および理事会の指令2012/6/EUにおいて、最小企業に対する帳簿記帳の簡略化に関する内容が盛り込まれた¹⁶⁾。この欧州議会および理事会の指令2012/6/EUのドイツ国内法化のための法律がMicroBilGである。

下表は、MicroBilGが施行されるまでの主な経緯を示している（図表1を参照—筆者¹⁷⁾）。

図表1のように、2012年3月21日の欧州議会および理事会の指令2012/6/EUの公表から一年も経過しないうちに、ドイツでは2012年12月28日にMicroBilGが発効した。MicroBilGの政府草案の「A. 課題と目標」によれば、BilMoGにより、個人商人に対する帳簿記帳および年度決算書の作

図表1：MicroBilGの成立の経緯

2012年3月21日	最小企業を考慮した特定の法律形式の会社の年度決算書に関する指令78/660/EWGの変更に対して欧州議会および理事会の指令2012/6/EUが欧州連合の官報において公表される。
2012年7月31日	連邦司法省は、最小資本金会社に対する会計報告の簡便措置に関する参事官草案を発送した。
2012年9月19日	連邦内閣は、最小資本金会社に対する貸借対照表法の変更に関する法律草案（MicroBilGの政府草案）を可決した。法律草案は、最小資本金会社の貸借対照表規定の簡便化を目標とし、将来、最小資本金会社は、その他に大企業に適用されている会計報告の厳格な公表の義務の影響を受けない。新规定の効力は、2012年12月30日以後に決算日のある全ての営業年度に対して計画されている。
2012年10月25日	連邦議会は、BÜNDNIS 90/DIE GRÜNE議員団の提案である「年度決算書の公示の際の小資本金会社および最小資本金会社に対する簡便措置」を第一読会で審議した。
2012年11月2日	連邦参議院は、委員会の勧告を考慮して、連邦政府が提出した最小資本金会社に対する貸借対照表法の変更に関する立法草案についての立場を明らかにした。委員会の提案に基づいて、連邦参議院は「休眠会社」（“ruhende Gesellschaften”）に更なる簡便措置を創り上げる提案を受け入れた。
2012年12月27日	最小資本金会社に対する貸借対照表法の変更に関する法律が連邦法律官報において告知され、2012年12月28日に発効した。

成義務が免除された¹⁸⁾。MicroBilGの政府草案の「A.課題と目標」および「B.解決策」によれば、最小事業に関する特定の法律形式の会社の年度決算書をめぐっては、欧州理事会の指令78/660/EWG¹⁹⁾の変更に対して2012年3月14日に可決された欧州議会および理事会の指令2012/6/EUを伴って、指令2012/6/EUにおいて加盟国に容認されている権限を行使すること、そして、指令の特定のオプションをHGBの変更の過程で転換することが提案された²⁰⁾。この指令2012/6/EUは、特定の法律形式の会社の年度決算書に関する78/660/EWGの理事会の指令（貸借対照表指令）を変更するものであり、EU加盟国には、以下のオプションが存在する²¹⁾。

「一最小企業は、前払金、業務執行もしくは監督組織の構成員に対する貸付金の記載、責任関係の記載一株式会社の場合においては一自己株式の記載を貸借対照表の下に表示するときは、附属説明書の作成を放棄することができる。

一最小企業は、所轄官庁に貸借対照表に含まれる情報を寄託し、申請により第三者が中央登記所もしくは企業登記所に貸借対照表の写しを保存できることが確保されるときは、公表の義務を免除することができる。附属説明書をもはや寄託する必要はない。

一それ以上に出て、表示の詳細度の減少に対する更なるオプションが年度決算書において容認される（例えば、簡略化された項目分類のシェーマ）。

一指令によれば、最小事業は、2つの連続する貸借対照日において、以下のメルクマールの3つのうちの2つを超えない企業である。

- 一700,000ユーロまでの売上収入
- 一350,000ユーロまでの貸借対照表総額
- 一平均10名までの従業員数。」

EU加盟国には、指令2012/6/EUにおける上記のオプションの転換に対して選択権が付与され、ドイツにおいてもこの転換を図ることが検討された。MicroBilGの政府草案の「B.解決策」の中では、次のように述べられている。「企業が僅かな情報を貸借対照表の下に据えるときは、年度決算書の作成の際、附属説明書を放棄すること

がとりわけ企業に容認される。企業が所轄の場所に貸借対照表を提出し、こうして貸借対照表の写しが申請により中央登記所を介して第三者に自由に供されるときは、年度決算書の公表をしないことも許容される²²⁾。かくして、ドイツはMicroBilGにより、最小資本会社に対して貸借対照表の公表の義務を寄託に変更し、貸借対照表の下に記載する場合における附属説明書の作成の放棄を容認したのである。

(2) MicroBilGの目的

MicroBilGにより、ドイツにおいて、新しい規模基準に基づく最小資本会社が設けられることになった。最小資本会社の規模別分類については、HGB第267a条第1項の中で、以下のように規定されている²³⁾。

「(1)最小資本会社は、少なくとも以下のメルクマールの3つのうちの2つを超えない小資本会社である。

1. 積極側に表示された欠損額を控除した後の350,000ユーロの貸借対照表総額(第268条第3項)、
2. 決算書日までの12ヵ月における700,000ユーロの売上収入、
3. 年平均10人の従業員。」

そして、最小資本会社が会計の簡便措置を講じるときは、付すべき時価による評価をしない場合である。このことに関して、MicroBilGによって、HGB第253条第1項において、以下の文が付加された²⁴⁾。

「最小資本会社（第267a条）は、第264条第1項第5文、第266条第1項第4文、第275条第5項、第326条第2項において予定されている簡便措置を講じないときは、付すべき時価による評価が認められる。この場合には、第1文に従って財産対象物の評価が行われ、その限りにおいて、第246条第2項第2文に従った相殺計算も予定されている。」

また、最小資本会社の簡略化された貸借対照表の作成に関する規定として、MicroBilGによって、HGB第266条第1項において、以下の文が付加された²⁵⁾。

「最小資本会社（第267a条）は、いまや簡略化

された貸借対照表を作成することが必要である。その際、いまや第2項および第3項においてアルファベットで示される項目を伴って区分され、法律上、指定された順序で収容される。」

簡略化された損益計算書の作成に関する規定に関しては、MicroBilGによって、HGB第275条第5項が付加された²⁶⁾。

「(5)最小資本公司(第267a条)は、第2項および第3項に従った等級に代わって、損益計算書を以下のように表示することができる。

1. 売上収入,
2. その他の収益,
3. 材料費,
4. 人件費,
5. 減額記入,
6. その他の費用,
7. 租税,
8. 年度剰余額/年度欠損額。」

上記のように、MicroBilGにより、最小資本公司は、簡略化された貸借対照表および損益計算書の作成が可能となった。

続いて、MicroBilGによる最小資本公司に対する会計の簡便措置によるコスト面での負担軽減をみる。MicroBilGの政府草案の「第E章第2節 経済に対する履行費用」では、情報提供の義務から生じる官僚制コストについて、次のように記載されている²⁷⁾。

「法律草案は、新しい情報提供の義務を採用しないだけでなく、年度決算書の公示および附属説明書の作成の放棄によって、最小資本公司に対して情報提供の義務によって引き起こされる負担を削減する。全体で、総額、約3,600万ユーロの負担軽減が達成される。他の側面からは、約900万ユーロの金額の一回限りの転換費用が発生する。」

このように、最小資本公司は、年度決算書の公示および附属説明書の作成の放棄による情報提供の義務の低下からコスト削減の恩恵を受けることができるとされる。

他方、MicroBilGの政府草案では、ドイツがコスト負担増を強いられる可能性について、次のようにも述べられている²⁸⁾。「最小資本公司の数の大きさ(連邦全土で約500,000の企業)を顧慮すると、広範囲のスムーズな転換がこれまでの管

轄領域および検査方法の維持を可能とすることが前提である。さらに、管轄領域の変更はまた、著しい転換費用並びに分散された申請の場所(dezentralen Einreichungsstellen)、司法庁によって導かれなければならない制裁方法(Sanktionsverfahren)に著しく影響を及ぼすことになり、とりわけ国においては、場合によっては、持続的な追加費用の原因となる。」

上記のように、最小資本公司の情報提供の義務の低下はドイツ国内にコスト負担増をもたらす可能性も含意しているのである。次章では、MicroBilGに従ったドイツにおける最小資本公司の会計の簡便措置を制度化しているHGB第264条第2項の規定内容を取り上げる。

II. MicroBilG下の「真実かつ公正なる写像」概念

(1) MicroBilGによる改定前の旧HGB第264条第2項

本章では、MicroBilGによって改定されたHGB第264条第2項の規定内容を取り上げて、同条項の役割を考察する。最初に、MicroBilGの参事官草案および政府草案が公表される前の旧HGB第264条第2項の規定を示すと、以下の通りである。

旧HGB第264条第2項

「(2)資本公司の年度決算書は、正規の簿記の諸原則を遵守したうえで、資本公司の財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達しなければならない。特別の事情により、年度決算書が第1文にいう実質的諸関係に合致する写像を伝達しないときは、附属説明書に追加的記載をおこなわなければならない。資本公司の法定代表者で、有価証券取引法第2条第7項にいう内国発行体(Inlandsemitter)であって、第327a条にいう資本公司でなければ、その知る限りにおいて年度決算書が第1文にいう実質的諸関係に合致する写像を伝達していること、または附属説明書が第2文に従った記載を収容していることを、その署名の際に書面により保証しなければならない。」²⁹⁾

MicroBilGの草案が公表される以前は、附属説明書は資本会社の年度決算書の構成要素の一部であった³⁰⁾³¹⁾。上記のように、旧HGB第264条第2項第2文によれば、特別の事情により、資本会社の年度決算書が財産状態、財務状態、収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達しないときは、附属説明書における追加的記載が義務づけられていた。

(2) MicroBilGの参事官草案下のHGB第264条第2項

本節では、Schellhornの所説を取り上げて、MicroBilGの参事官草案に従ったHGB第264条第2項の規定内容を考察する。MicroBilGの参事官草案下のHGB第264条第2項の規定を示すと、以下の通りである。

MicroBilGの参事官草案下のHGB第264条第2項

「(2)資本会社の年度決算書は、正規の簿記の諸原則を遵守したうえで、資本会社の財産状態、財務状態および収益状態の実質的諸関係に合致する写像を伝達しなければならない。特別の事情により、年度決算書が第1文にいう実質的諸関係に合致する写像を伝達しないときは、資本会社が最小資本会社（第267a条）でない限りにおいて、附属説明書上に追加的記載を行わなければならない。資本会社の法定代表者で、有価証券取引法第2条第7項にいう内国発行体(Inlandsemitter)であって、第327a条にいう資本会社でなければ、その知る限りにおいて年度決算書が第1文にいう実質的諸関係に合致する写像を伝達していること、または附属説明書が第2文に従った記載を収容していることを、その署名の際に書面により保証しなければならない。」³²⁾

Schellhornによれば、「選択権の行使（附属説明書の放棄）の問題は、年度決算書が附属説明書（の記載）なしに、実際に、概してHGB第264条第2項第1文の一般規範に合致しているか、そして、資本会社の財産状態、財務状態、収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達することができるかである。」³³⁾という。Schellhornの指摘する問題

が生じるのは、以下の理由による。即ち、MicroBilGの参事官草案によれば、特別な事情により、最小資本会社の年度決算書が財産状態、財務状態、収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達しない場合において、附属説明書上で追加的記載を行わなければならないとしていた旧HGB第264条第2項に従った義務が廃止されたからである³⁴⁾。

(3) MicroBilGの政府草案下のHGB第264条第2項

本節では、Schellhornの所説を取り上げて、MicroBilGの政府草案に従ったHGB第264条第2項の規定内容を提示する。MicroBilGの政府草案下のHGB第264条第2項の規定を示すと、以下の通りである。

MicroBilGの政府草案下のHGB第264条第2項

「(2)資本会社の年度決算書は、正規の簿記の諸原則を遵守して、資本会社の財産状態、財務状態、収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達しなければならない。特別の事情により、年度決算書が第1文にいう実質的諸関係に合致した写像を伝達しないときは、附属説明書上に追加的記載を行わなければならない。最小資本会社が第1項第5文に従った簡便措置を講じるときは、第2文に従って、所要の追加的記載を貸借対照表の下に行わなければならない。最小資本会社に関する簡便措置を考慮して作成された年度決算書は第1文の必要条件に合致していると推測される。資本会社の法定代表者で、有価証券取引法第2条第7項にいう内国発行体(Inlandsemitter)であって、第327a条にいう資本会社でなければ、その知る限りにおいて年度決算書が第1文にいう実質的諸関係に合致する写像を伝達していること、または附属説明書が第2文に従った記載を収容していることを、その署名の際に書面により保証しなければならない。」³⁵⁾

Schellhornは、MicroBilGの政府草案下のHGB第264条第2項について、「政府草案は、HGB第264条第2項第2文の不適用を放棄し、最小資本会社にその適用を引き続き予定している。附属説

明書を作成しないことができることから、第2文に従って必要な追加的記載を貸借対照表の下に行わなければならない。」³⁶⁾と述べ、そして、最小資本会社の決算書が概して「真実かつ公正なる写像」の要件に合致できるかという点について、次のように述べている³⁷⁾。即ち、MicroBilGの政府草案下のHGB第264条第2項第4文において、マイクロ指令の内容にもある法律上の推測が規定され、「最小資本会社に対する簡便措置を遵守して作成される年度決算書は、第1文の要件に合致していると推測される。」³⁸⁾³⁹⁾

上記のように、MicroBilGの政府草案によれば、最小資本会社は、附属説明書を作成しない場合においても、最小資本会社に対する簡便措置を遵守して作成される年度決算書が第1文の要件に合致していると推測されるならば、最小資本会社の年度決算書は、財産状態、財務状態、収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達すると見做されることになる⁴⁰⁾⁴¹⁾。Schellhornは、最小資本会社の年度決算書が財産状態、財務状態、収益状態の実質的諸関係に合致した写像を追加的記載なしに伝達することができるかはこの上なく疑わしいと指摘している⁴²⁾。また、HGB第264条第2項の改定は、追加的記載の必要性に対する解釈を貸借対照表作成者と場合によっては（自由意志で）決算監査人に認めているという⁴³⁾。つまり、MicroBilGに従って最小資本会社が簡便措置を講じた会計を用いた貸借対照表の下への追加的記載の有無およびその記載内容は、貸借対照表作成者、決算監査人の実質的判断に委ねられるわけである。したがって、ドイツにおけるMicroBilG下のHGB第264条第2項によって、MicroBilGにみる「真実かつ公正なる写像」概念は、実際上のドイツにおける最小資本会社の簡便措置を用いた会計に裁量余地をもたらしているといえる。次章では、HGB第264条第2項の規定内容の変更の制度的意味を考察するにあたって、PolkaによるMicroBilGに従った最小資本会社の持株会社の事例を取り上げる。

III. MicroBilGに従った最小資本会社における会計文書

(1) MicroBilGに従った最小資本会社の年度決算書

本章は、Polkaの所説「MicroBilGの実務上のテストー持株会社の事例ー第1部」⁴⁴⁾および「MicroBilGの実務上のテストー持株会社の事例ー第2部」⁴⁵⁾を考察の対象として、Polkaの見解に基づいて、MicroBilGに従った最小資本会社の持株会社の会計の簡便措置を例示する。先ず本節では、上記のPolkaの所説の第1部から、実際上のドイツの最小資本会社の持株会社の会計文書の内容を検討する。

Polkaは、有限会社の法律形態の非資本市場指向的なKonzern持株会社を事例として、会計制度(Rechnungswesen)にみる年度決算書の情報の範囲の実際上の変更と簡便措置を示しているという⁴⁶⁾。Polkaは「HGB第264a条にいう資本会社あるいは人的商事会社が最小資本会社の要求を満たすならば、小資本会社に対する既存の規定を超えるいくつかの作成および公示の簡便措置を要求することができる。」⁴⁷⁾という。続いて、Polkaは「適用領域の焦点は、必ずや、先ず第一に、HGB第267条第1項にいう従来の小資本会社に分類される会社で、とりわけ、スタートアップ会社あるいは売買目的会社(Vorratsgesellschaften)並びに小規模販売会社(kleine Vertriebsgesellschaften)のような下位に置かれた事業領域を伴う会社である。Konzern親会社、所謂、高度な金融および管理活動を伴う持株会社もまた、新しく創設されたHGB第267a条に属することができる。」⁴⁸⁾と述べており、最小資本会社の持株会社は、簡略化された会計文書を作成することができる。Polkaが「このAB持株有限会社は、6名の従業員、維持(Halten)の機能、資本参加の管理並びに売買および販売を伴うKonzernホールディングである。とりわけ、Konzern会社の流動性(Liquidität)の確保がその任務の一部であり、それゆえ、事業活動の重要な部分は、資金調達の管理(Finanzierungsverwaltung)の範囲に集中している。」⁴⁹⁾と述べているように、管理のみを行う企業も最小資本会社に属する。そして、ABKonzernの親会社たるAB持株有限会社の年度決算書は、貸借対照表お

よび損益計算書並びに附属説明書から構成されているという⁵⁰⁾。したがって、持株会社の場合の最小資本会社は、簡略化された会計文書を作成する場合においても、実際上はこれまで通りに損益計算書と附属説明書を作成する。この理由を、Polkaの次の見解にみることができる。「とりわけ、その情報の需要の確定に関する他人資本供与者との個々の契約上の取り決めを顧慮して、HGB第267第3項にいう大資本会社に対する規定

に従った年度決算書が作成され、またこの形式で、任意の年度決算書監査において決算監査人に提出される。」⁵¹⁾

Polkaによれば、AB持株有限会社の年度決算書は、無限定の確認の付記を以て証明されるという⁵²⁾。AB持株有限会社の年度決算書のうち、貸借対照表を取り上げると、以下のように示されている（図表2を参照—筆者）。

図表2：AB持株有限会社の貸借対照表⁵³⁾

貸借対照表—積極側	
積極側	31.12.2012
	千ユーロ
A. 固定資産	
I. 無形財産対象物	
認許, 営業上の保護権および...	100
	100
II. 有形固定資産	
1. 不動産, 不動産に類する権利および...建物	1,500
2. その他の設備, 工場用および営業用什器	750
	2,250
III. 有価証券	
1. 結合企業に対する持分	25,000
2. 自己持分	4,000
	29,000
固定資産合計	31,350
B. 流動資産	
I. 債権およびその他の財産対象物	
1. 結合企業に対する債権	120,000
2. 社員に対する債権	4,500
3. その他の財産対象物	3,500
	128,000
II. 小切手, 現金在高, 連邦銀行預金および...	25,000
流動資産合計	153,000
C. 積極側の計算区分項目	1,200
貸借対照表総額	185,550
貸借対照表—消極側	
消極側	31.12.2012
	千ユーロ
A. 自己資本	
I. 資本持分	10,000
II. 資本準備金	12,000
III. 繰越利益	30,000
IV. 年度剰余額	7,689
自己資本の合計	59,689
B. 引当金	
1. 納税引当金	0
2. その他の引当金	800
	800
C. 債務	
1. 信用機関に対する債務	115,000
2. 引渡しおよび給付による債務	61
3. 会社に対する債務	1,600
4. 結合企業に対する債務	7,000
5. その他の債務	1,400
	125,061
貸借対照表総額	185,550

(出所) Das MicroBilG im Praxistest—Am Beispiel einer Holdinggesellschaft— Teil I, a. a. O.におけるPolkaによるAB持株有限会社の貸借対照表を引用したものである。

Polkaは、上記の貸借対照表について、次のように述べている。「貸借対照表は、大資本会社に対するHGB第266条に従った境界区分に従い、持株会社にとって典型的な広範囲に及ぶ財務固定資産並びに高額な前払金、結合企業に対する債権および債務並びに信用機関に対する高額な債務によって特徴づけられている。そこから185,550,000ユーロの貸借対照表総額が生じる。結合企業に対する持分は資本会社および人的会社の持分を含む。持分所有の作成は、HGB第285条第11号により附属説明書において表わされる。」⁵⁴⁾

Polkaによれば、AB持株有限会社の附属説明書は、大資本会社に対する規定に指向し、また、AB持株有限会社の他人資本供与者もまた詳細な説明を要求するという理由から、法律上、実現可能な簡便措置は、HGB第288条による作成においては用いられないという⁵⁵⁾。Polkaは、この理由を、事実上、貸付契約の取り決めによって（部分的に）適用することができないからであるという⁵⁶⁾。このように、AB持株有限会社は、実際には、附属説明書を放棄していないのである。そして、Polkaによれば、AB持株会社が会計の簡便措置を利用できない理由が、次のように述べ

られている。「実現可能な法律上の作成の簡便措置があるにも拘らず、HGB第266条第1項第3文、274a条、276条並びにHGB第288条による事実上の強制による作成作業の範囲、ここではとりわけ銀行といった個々の利害関係者の情報の需要に応じることは軽減されない。また、E-Bilanzを背景として、2012年12月31日以後に初回に義務的に作成され、伝達される経済年度のE-Bilanzは、会計制度からABホールディングの広範囲に及ぶデータを必要とする。それゆえ、（先ず第一に）作成の簡便措置は適用されない」⁵⁷⁾。このように、Polkaによる事例では、銀行などの利害関係者を考慮して、会計の簡便措置を利用していない側面が窺える。

続いて、公示についてみると、Polkaは、AB持株有限会社の公示目的に対して、公示される年度決算書の情報の範囲を削減する全体的な簡便措置が要求されると述べ、その際、会社の優先は、とりわけ競争に関する年度決算書の情報の削減にあるとし、小資本会社⁵⁸⁾は貸借対照表と附属説明書だけを公示することが必要であるという⁵⁹⁾。とりわけ、附属説明書に含まれる損益計算書に関する記載は、附属説明書を公示する場合

図表3：AB持株有限会社の公示目的の貸借対照表—その1⁶²⁾

積極側	31.12.2012
	千ユーロ
A. 固定資産	
I. 無形固定資産	100
II. 有形固定資産	2,250
III. 有価証券	<u>29,000</u>
固定資産合計	<u>31,350</u>
B. 流動資産	
I. 債権およびその他の財産対象物	128,000
II. 小切手、現金在高、連邦銀行預金および...	<u>25,000</u>
流動資産合計	<u>153,000</u>
C. 積極側の計算区分項目	<u>1,200</u>
貸借対照表総額	<u>185,550</u>
消極側	31.12.2012
	千ユーロ
A. 自己資本	
I. 資本持分	10,000
II. 資本準備金	12,000
III. 繰越利益	30,000
IV. 年度剰余額	<u>7,689</u>
自己資本の合計	<u>59,689</u>
B. 引当金	800
C. 債務	<u>125,061</u>
貸借対照表総額	<u>185,550</u>

(出所) Das MicroBilG im Praxistest – Am Beispiel einer Holdinggesellschaft – Teil I, a. a. O.におけるPolkaによるAB持株有限会社の貸借対照表を引用したものである。

には行われぬという⁶⁰⁾。Polkaによれば、AB持株有限会社は、公示に関して、HGB第266条第1項第3文、第274a条、第276条、並びにHGB第288条による作成の簡便措置およびHGB第326条による公示の簡便措置が用いられた。それに従って、公示に関して、以下のような貸借対照表が生じたという（前頁の図表3を参照—筆者）⁶¹⁾。

Polkaによれば、全体として不可欠な貸借対照表の下への注記は、附属説明書において述べられ、決算監査人の確認の付記は、自由意志による監査に基づいて、公示されるべき書類の構成要素ではないという⁶²⁾。

(2) MicroBilGに従った最小資本会社の会計の簡便措置

本節では、Polkaの所説の第2部に基づいて、最小資本会社の会計文書が簡略化されていく過程を示す。Polkaは、AB持株有限会社は185,550,000ユーロの貸借対照表総額、6人の従業員、0ユーロの金額の売上収入に基づいて、HGB第267a条第1項により最小資本会社のグループに属するとしており、AB持株有限会社は、最小資本会社に対する簡便措置を適用することができる⁶⁴⁾。しかし、AB持株有限会社の実際の会計は、簡便措置を講じていない。このことに関して、Polkaは、次のように述べている。「他人資本供与者に財産状態、財務状態、収益状態の閲覧を認めることができるように、AB持株有限会社の個別決算書は個々の契約上の取り決めによる項目に基づいた貸借対照表および損益計算書を特定の項目に分類しなければならない。それ以上に出て、コンツェルン決算書の作成に関しては、会計制度からの詳細な情報が必要である。とりわけ、会計制度においては、簡略化はそれにより不可能である。取引の把握は極めて詳細に行われる」⁶⁵⁾。また、Polkaは、作成に関して、「上述の実質的な強制および制限に基づいて、AB持株有限会社は、大資本会社に対するHGB第266条、第275条による表示規定に指向した既存の貸借対照表、損益計算書、附属説明書から引き続き詳細な年度決算書を作成する。したがって、MicroBilGの過程でHGBにおいて採用された全ての簡便措置は、既に小資本会社に対する簡便措置を（先ず第一に）空虚にする。とりわけ、

E-Bilanzを背景として、帳簿記帳は貸借対照表および損益計算書の簡略化された項目分類の作成の実現可能性に指向していない。」⁶⁶⁾という。

Polkaは、公示もしくは寄託については、次のように述べている。「最小資本会社は、HGB第326条第2項により、公示の他に決算書データを寄託する実現可能性も持っている。寄託が障壁として見て取ることができる限りは、それは速やかな閲覧を妨げる。AB持株有限会社は、財務データの閲覧に関しては、可能な限り僅かな範囲であることに関心がある。財務データに対する好奇心に満ちた競争の眼差しを抑えるためには、その限りにおいて、寄託は適切な手段であると言ってもよいであろう」⁶⁷⁾。Polkaは、AB持株有限会社は、HGB第266条において挙げられているアルファベットで表わされている項目のみを含む貸借対照表を公示することができることと述べ、損益計算書の公示はHGB第325条と結合したHGB第326条により放棄され、同様に、HGB第264条第1項第5文により附属説明書の公示も放棄されることになるという⁶⁸⁾。

Polkaは、附属説明書の公示の廃止については様々な問題を投げかけ、HGB第264条第2項第2文による貸借対照表の下への記載義務を正当化することはできないとしている⁶⁹⁾。また、Polkaは、附属説明書の作成の放棄による記載の義務に対する選択権は制限され、貸借対照表における記載義務に転換すると述べ、さらには、AB持株有限会社は公示において債権および債務の表示を控えることになるという⁷⁰⁾。Polkaは、AB持株有限会社の公示に対して、以下の貸借対照表が生じるという（次頁の図表4を参照—筆者）⁷¹⁾。

Polkaは、結論の章において、次のように述べている。「本稿は、AB持株有限会社を事例として、実務上、最小資本会社に対する簡便措置は、通常、帳簿記帳の作業の範囲と年度決算書の作成には重要な実際上の影響を与えているわけではないことを示している。この場合、とりわけ持株会社にとっては、簡便措置は生じない。というのも、例えば、他人資本供与者との個々の契約上の合意は広範囲に及ぶ財務データによる報告を指示することができるからである。これはまた、大いに他人資金を調達する（fremdfinanziert sind）スタートアップ企業を顧慮して適用される。しかしな

図表 4：AB持株有限会社の公示目的の貸借対照表—その 2⁷²⁾

積極側	31.12.2012
	千ユーロ
A. 固定資産	31,350
B. 流動資産	153,000
C. 積極側の計算区分項目	1,200
貸借対照表総額	185,550
<hr/>	
消極側	31.12.2012
	千ユーロ
A. 自己資本	59,689
B. 引当金	800
C. 債務	125,061
貸借対照表総額	185,550

(出所) Das MicroBilG im Praxistest—Am Beispiel einer Holding-gesellschaft— Teil I, a. a. O.における Polka による AB 持株有限会社の公示目的の簡略された貸借対照表を引用したものである。

がら、公示され得る財務データの最小化のための手段として、MicroBilGの規定を極めてよく適用することができる。第二章第b節と第六章第b節の公示データ⁷³⁾を比較すれば、かくして情報の範囲の明らかな削減が確認される。とりわけ、こうした目的に対しては、企業によってMicroBilGの規定が利用される。持株会社においては、作成コストの削減は意味があると必ずしも認識されるわけでないのに対して、市場の参加者の視点からは、かくして情報獲得のコストは増加する。それゆえ、ドイツ経済の負担軽減に対して立法者によって定められた目標がMicroBilGによって実際に達成されるかは疑わしい。⁷⁴⁾

上記のように、最小資本会社の会計を制度化するHGB第264条第2項それ自体の効果を探るべくPolkaの見解をみると、実務上、持株会社の場合の最小資本会社の帳簿記帳の作業の範囲と年度決算書の作成に対して、MicroBilGに従った会計の簡便措置は影響を与えていないことを看取することができる。この点をE-Bilanzの様式規定がある税務上のレベルで考えてみると、MicroBilGにおいては、税務貸借対照表(E-Bilanz)の規定に関する変更点は見当たらない。税務上の側面および対銀行等の利害関係者に対しては、従来通りの会計文書の様式となっているのである。しかし、Polkaの見解にもあるように、持株会社の場合の最小資本会社においては、商法上では会計の簡便措置がとられ、会計文書が極めて簡略化されている点には注意を要する。つまり、商法レベルでの公示の段階では、会計文書は簡略化されているのである。このことに鑑みれば、

銀行や税務当局を除いたその他の利害関係者(主として投機筋)から最小資本会社を保護するために、同会社に対して会計の簡便措置が講じられているという点が重要であるということが判明しよう。

IV. むすび

前章までの考察から、MicroBilGによって変更されたHGB第264条第2項の規定内容は、最小資本会社、特に持株会社の保護を念頭に据えたものであり、そのために商法レベルでの公示に対して所要の方策が制定されたとみることができ。それゆえに、公示の観点からする最小資本会社の保護は、税務からは切り離されているのである。MicroBilGによるHGB第264条第2項の「真実かつ公正なる写像」概念への新たな内容の充填は、表明上は最小資本会社に関する公示制度の改正といえるが、実質上は、投機筋からの持株会社の保護に資する方策を制度化したものとイえる。ドイツは、持株会社をM&Aファンドなどの投機筋から保護することを企図して最小資本会社というカテゴリーを新設し、会計の新たな簡便措置を正当化している。HGB第264条第2項にいう「真実かつ公正なる写像」概念への新たな内容の充填は、かかる正当化を上位原則の側から支援するためのものといえる。

上記のように、MicroBilGによるHGB第264条第2項における最小資本会社に対する「真実かつ公正なる写像」論の展開は、持株会社の公示

に関する新たな様式を合理化するために展開されたものである。この点に、ドイツにおける最小資本会社の会計に関する「真実かつ公正なる写像」論展開の制度的意味を見出すことができるのである。

(2015年11月30日受付、2016年1月29日受理)

注

- 1) Bundesgesetzblatt Jahrgang 2012 Teil I Nr. 61, ausgegeben zu Bonn am 27. Dezember 2012, Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie 2012/6/EU des Europäischen Parlaments und des Rates vom 14. März 2012 zur Änderung der Richtlinie 78/660/EWG des Rates über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen hinsichtlich Kleinstbetrieben (Kleinstkapitalgesellschaften-Bilanzrechtsänderungsgesetz—MicroBilG) vom 20. 12. 2012, S. 2751-2755.
(http://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?start=//*/%5B@attr_id='bgbl112s2751.pdf'%5D#__bgbl__%2F%2F*%5B%40attr_id%3D%27bgbl112s2751.pdf%27%5D__1433713374178) (2015年11月29日最終閲覧日)
- 2) Das MicroBilG im Praxistest—Am Beispiel einer Holdinggesellschaft—Teil I
(<http://www.dashoefler.de/Online-Angebote/Newsletter/FiBuGate/?cid=54930>) (2015年11月29日最終閲覧日)
- 3) Das MicroBilG im Praxistest—Am Beispiel einer Holdinggesellschaft—Teil II
(<http://www.dashoefler.de/dasfibuwissen/das-microbilg-im-praxistest-am-beispiel-einer-holdinggesellschaft-teil-ii.html>) (2015年11月29日最終閲覧日)
- 4) 筆者は、上記の脚注2)および3)のウェブサイト上で記されているPolka T.の所説の出典先を確認するに至らなかったが、出典として、次のものが明記されている。“*Das MicroBilG am Beispiel einer Holdinggesellschaft*” (2013), in: Betriebswirtschaft im Blickpunkt, Beihefter zur Juli-Ausgabe.
- 5) 稲見亨(2013)「ドイツにおける非資本市場指向の会計制度改革—最小規模資本金会社会計法修正法(MicroBilG)の要点—」『會計』, 第183巻第2号, 95-106頁。
- 6) 久保田秀樹(2013)「マイクロ資本金会社会計法改正法(MicroBilG)による会計規制軽減」『甲南経営研究』, 第53巻第4号(通巻192号), 甲南大学経営学会, 23-41頁。
- 7) Bundesgesetzblatt Jahrgang 2009 Teil I Nr. 27(2009), ausgegeben zu Bonn am 28. Mai 2009, Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz - BilMoG) vom 25. Mai 2009, S. 1102-1137.
- 8) Haller A., Groß T. (2012), “*Der MicroBilG-RefE – Neue Regeln für die Rechnungslegung kleiner Kapitalgesellschaften*”, in: DB, Heft38, S. 2112を参照。
- 9) 久保田秀樹(2013), 前掲論文(注6), 40-41頁を引用。
- 10) 現行商法典の規定は、次のサイトを参照した。Handelsgesetzbuch, Ein Service des Bundesministeriums der Justiz in Zusammenarbeit mit der juris GmbH — www.juris.de, S. 1-196. (<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/hgb/gesamt.pdf>) (2015年11月29日最終閲覧日)
- 11) Ebd., S. 5.
- 12) Schellhorn M. (2012), “*Anmerkungen zum Kleinstkapitalgesellschaften-Bilanzrechtsänderungsgesetz*”, in: DB, Heft41, S. 2299.
- 13) Referentenentwurf des Bundesministeriums der Justiz: Entwurf eines Gesetzes zur Umsetzung der Richtlinie 2012/6/EU des Europäischen Parlaments und des Rates vom 14. März 2012 zur Änderung der Richtlinie 78/660/EWG des Rates über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen hinsichtlich Kleinstbetrieben (Kleinstkapitalgesellschaften-Bilanzrechtsänderungsgesetz—MicroBilG) vom 17. 7. 2012
(<http://rsw.beck.de/docs/librariesprovider5/rsw-dokumente/RefE-MicroBilG>) (2015年11月29日最終閲覧日) なお、以下では、MicroBilGの参事官草案をMicroBilG-RefEと略記する。
- 14) Schellhorn M. (2012), a. a. O., S. 2299.

- 15) Richtlinie 2012/6/EU des Europäischen Parlaments und des Rates vom 14. März 2012 zur Änderung der Richtlinie 78/660/EWG des Rates über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen hinsichtlich Kleinstbetrieben (Text von Bedeutung für den EWR) vom 21. 3. 2012, L81/3-L81/6. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:081:0003:0006:DE:PDF>) (2015年11月29日最終閲覧日)
- 16) Gesetzentwurf der Bundesregierung: Entwurf eines Gesetzes zur Umsetzung der Richtlinie 2012/6/EU des Europäischen Parlaments und des Rates vom 14. März 2012 zur Änderung der Richtlinie 78/660/EWG des Rates über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen hinsichtlich Kleinstbetrieben (Kleinstkapitalgesellschaften-Bilanzrechtsänderungsgesetz – MicroBilG), S. 14. Begründung A. Allgemeiner Teil, II. Umsetzung von EU-Rechtsakten. (<http://rsw.beck.de/docs/librariesprovider5/rsw-dokumente/RegE-MicroBilG>) (2015年11月29日最終閲覧日) なお、以下では、MicroBilGの政府草案をMicroBilG-RegEと略記する。
- 17) 図表1は、以下のウェブサイト上で掲げられている表を簡略化し、若干修正の上で引用した。 Entwicklungsgeschichte (<http://rsw.beck.de/aktuell/gesetzgebung/gesetzgebungsvorhaben-entwicklungsgeschichte/kleinstkapitalgesellschaften-bilanzrechts%C3%A4nderungsgesetz-microbilg>) (2015年11月29日最終閲覧日)
- 18) MicroBilG-RegE, a. a. O., S. 1. A. Problem und Ziel.
- 19) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften Nr. L222, Vierte Richtlinie des Rates vom 25. Juli 1978 aufgrund von Artikel 54 Absatz 3 Buchstabe g) des Vertrages über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen (78/660/EWG), 14. 8. 1978, S. 11-31. (<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/DE/TXT/PDF/?uri=OJ:L:1978:222:FULL&from=DE>) (2015年11月29日最終閲覧日)
- 20) MicroBilG-RegE, a. a. O., S. 1. A. Problem und Ziel and B. Lösung.
- 21) Ebd., S. 14. Begründung A. Allgemeiner Teil, II. Umsetzung von EU-Rechtsakten.
- 22) Ebd., S. 1. B. Lösung.
- 23) Bundesgesetzblatt Jahrgang 2012 Teil I Nr. 61, ausgegeben zu Bonn am 27. Dezember 2012, a. a. O., S. 2752.
- 24) Ebd., S. 2751.
- 25) Ebd., S. 2752.
- 26) Ebd., S. 2752.
- 27) MicroBilG-RegE, a. a. O., S. 2. E. 2 Erfüllungsaufwand für die Wirtschaft.
- 28) Ebd., S. 16 Begründung A. Allgemeiner Teil, V. Alternativen.
- 29) Petersen K., Zwirner C. (Hrsg.) (2009), “*Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz: BilMoG Gesetze · Materialien · Erläuterungen*”, Verlag C.H.Beck, München, S. 72. 宮上一男・W. フレーリックス監修(1993)『現代ドイツ商法典〔第2版〕』, 森山書店, 55頁の訳出を引用。
- 30) 鈴木義夫(1992)『コンツェルン会計制度論』, 森山書店, 8-10頁。
- 31) 石川祐二(2006)『現代ドイツ管理会計制度論』, 森山書店, 20-22頁。
- 32) MicroBilG-RefE, a. a. O., S. 5. 宮上一男・W. フレーリックス監修(1993), 前掲書(注29), 55頁の訳出を引用。
- 33) Schellhorn M. (2012), a. a. O., S. 2297.
- 34) Ebd., S. 2298.
- 35) MicroBilG-RegE, a. a. O., S. 5. 宮上一男・W. フレーリックス監修(1993), 前掲書(注29), 55頁の訳出を引用。なお、制定されたMicroBilGのHGB第264条第2項の条文は、MicroBilGの政府草案下の同条項から変更はない。 Bundesgesetzblatt Jahrgang 2012 Teil I Nr. 61, ausgegeben zu Bonn am 27. Dezember 2012, a. a. O., S. 2751. Theile C. (2013), “*Jahresabschluss der Klein- und Kleinstkapitalgesellschaften: Aufstellung - Offenlegung - MicroBilG*”, NWB Verlag, Herne, S. 144.
- 36) Schellhorn M. (2012), a. a. O., S. 2298.
- 37) Ebd., S. 2298.

- 38) MicroBilG-RegE, a. a. O., 第 4 号 (HGB 第 264 条) に対する理由書, S. 21.
- 39) Schellhorn M. (2012), a. a. O., S. 2298.
- 40) MicroBilG-RegE, a. a. O., 第 4 号 (HGB 第 264 条) に対する理由書, S. 21.
- 41) Schellhorn M. (2012), a. a. O., S. 2298.
- 42) Ebd., S. 2298.
- 43) Ebd., S. 2298.
- 44) Das MicroBilG im Praxistest—Am Beispiel einer Holdinggesellschaft—Teil I, a. a. O.
- 45) Das MicroBilG im Praxistest—Am Beispiel einer Holdinggesellschaft—Teil II, a. a. O.
- 46) Das MicroBilG im Praxistest—Am Beispiel einer Holdinggesellschaft—Teil I, a. a. O.
- 47) Ebd.
- 48) Ebd.
- 49) Ebd.
- 50) Ebd.
- 51) Ebd.
- 52) Ebd.
- 53) 宮上一男・W. フレーリックス監修(1993), 前掲書(注29), 62-64頁の訳出を参照。
- 54) Das MicroBilG im Praxistest—Am Beispiel einer Holdinggesellschaft—Teil I, a. a. O.
- 55) Ebd.
- 56) Ebd.
- 57) Ebd.
- 58) この箇所では, Polkaは, 小資本公司と記載しているが, MicroBilG下の規模別分類に従った小資本公司にあたる。
- 59) Das MicroBilG im Praxistest—Am Beispiel einer Holdinggesellschaft—Teil I, a. a. O.
- 60) Ebd.
- 61) Ebd.
- 62) 宮上一男・W. フレーリックス監修(1993), 前掲書(注29), 62-64頁の訳出を参照。
- 63) Das MicroBilG im Praxistest—Am Beispiel einer Holdinggesellschaft—Teil I, a. a. O.
- 64) Das MicroBilG im Praxistest—Am Beispiel einer Holdinggesellschaft—Teil II, a. a. O.
- 65) Ebd.
- 66) Ebd.
- 67) Ebd.
- 68) Ebd.
- 69) Ebd.
- 70) Ebd.
- 71) Ebd.
- 72) 宮上一男・W. フレーリックス監修(1993), 前掲書(注29), 62-64頁の訳出を参照。
- 73) なお, 本稿では, 図表3と図表4にあたる。
- 74) Das MicroBilG im Praxistest—Am Beispiel einer Holdinggesellschaft—Teil II, a. a. O.

参考文献

- Kussmaul H., Huwer E. und Palm T. (2013), “Der „ fair value-Vorbehalt “ nach MicroBilG: Eine Bestandsaufnahme”, in: *StuB*, Heft13, S. 479-483.
- Riepolt J. (2014), “Größenklassenprüfung bei erstmaliger Anwendung des MicroBilG”, in: *DStR*, Heft16, S. 817-818.
- Zwirner C. (2012), “Änderungen gegenüber dem Referentenentwurf der Bundesregierung zum MicroBilG—Gesetzliche Einschränkungen der Erleichterungen”, in: *StuB*, Heft20, S. 779-781.
- 石川祐二(2015)『支払報告書』へのドイツの制度的対応』『會計』, 第187巻第5号, 76-89頁。
- 稲見亨(2014)「第3章 会計制度改革における規制緩和」佐藤博明・ヨルク ベェトゲ編著『ドイツ会計制度化論』, 森山書店, 61-81頁。
- 加藤正浩(1993)「研究ノート “True and Fair View” 概念の形式的意義の研究」『経営総合科学』, 第60号, 愛知大学経営総合科学研究所, 53-75頁。
- 川口八洲雄(1996)「第7章 外貨建取引の正規の簿記の諸原則」, 川口八洲雄『会計と取引の形成過程—現代会計における経済的観察法の役割—』, 森山書店, 221-300頁。
- 久保田秀樹(2014)『ドイツ商法現代化と税務会計』, 森山書店。
- 佐藤誠二(1993)「第4章 新商法典における一般条項の位置」, 佐藤誠二『現代会計の構図』, 森山書店, 51-72頁。
- 柴田圭造(1995)「a true and fair view原則の本質とドイツ国内法への転換」『名城法学論集』, 第

22集,名城大学大学院法学研究科, 87-119頁。
鈴木義夫(1994)『現代ドイツ会計学』,森山書店。
鈴木義夫(2000)『ドイツ会計制度改革論』,森山書店。
千葉修身(2010)「ドイツ連邦財務省『基準性』
通達の含意」『會計』,第178巻第2号,126-138頁。
千葉修身(2011)「ドイツ『貸借対照表法現代化法』
の論理－税務貸借対照表の自律に対する実質
の付与－」『會計』,第179巻第1号,100-112頁。

野上千穂(1998)「会計上の“真実かつ公正なる
写像”概念の内容およびその国際化への対応」
『商学研究論集』,第9号,明治大学大学院商
学研究科,203-218頁。

(付記)本稿の執筆にあたっては,明治大学名
誉教授 鈴木 義夫 先生が主催する「現代会計制
度研究会」において数多くの御教示を賜った。
ここに記して,謝意を表したい。

A Meaning of „True and Fair View“ from MicroBilG Perspective: The simple and easy Means of Accounting for German Minimal Capital Companies

Masahiro SHISEKI

Abstract

This paper shows the institutional meaning of „true and fair view“ from MicroBilG perspective. MicroBilG revised the rule of clause 2, article 264 in German commercial law. This rule allows for German minimal capital companies, especially holding companies. The protection of German minimal capital companies from public disclosure separates financial statements from electronic financial statements.

The concept of „true and fair view“ from MicroBilG perspective was filled in a new content and the system of public disclosure about minimal capital companies was created. Indeed, this system is a measure to institutionalize the protection of holding companies from speculation. Germany justifies the simple and easy means of accounting for German minimal capital companies in order to protect holding companies from M&A fund etc.

Thus, the theory of „true and fair view“ was developed to rationalize a new form of public disclosure. The institutional meaning of „true and fair view“ from MicroBilG perspective can be found in this respect.